



第3次柳川市総合計画

資料編

2025→2034



柳川市総合計画条例

平成29年3月22日

条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、本市の総合計画の位置付けを明確にし、及びその策定に係る手続を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もって将来にわたって魅力があり、かつ、持続可能なまちづくりを着実に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についてのまちづくりの基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的な展望に基づくまちづくりの基本的な理念であり、将来の目指すべき都市像を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に定めた将来の都市像を実現するための重点施策及び重点事業の方向性を体系的に示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(位置付け)

第4条 総合計画は、市の最上位の計画とし、個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(策定方針)

第5条 総合計画は、地域の実情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定されなければならない。

(総合計画審議会への諮問)

第6条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、柳川市附属機関の設置に関する条例(平成17年柳川市条例第29号)第2条に規定する柳川市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第7条 市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第8条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

2 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講じ、その実施状況について、適宜公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に策定する総合計画について適用し、同日前に策定した総合計画については、なお従前の例による。

柳川市附属機関の設置に関する条例

平成17年3月21日

条例第29号

改正 平成18年3月31日条例第12号
 平成19年3月13日条例第1号
 平成22年7月2日条例第18号
 平成26年6月18日条例第18号
 平成26年12月26日条例第33号
 平成27年3月5日条例第1号
 平成27年3月25日条例第9号
 平成28年3月28日条例第13号
 平成29年7月5日条例第14号
 平成30年3月23日条例第8号
 令和元年10月4日条例第33号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により柳川市が設置する附属機関については、法律又は他の条例に特別の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(名称及び担当事務等)

第2条 附属機関の名称、担当事務及びその属する執行機関は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第12号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月13日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(助役に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に助役である者で新法附則第2条の規定により副市長として選任されたものとみなされるもの(以下「引き続き副市長となった者」という。)の柳川市表彰条例第3条に規定する在職年数の計算に当たっては、副市長としての在職期間に、新法による改正前の地方自治法第162条の規定により選任された助役としての就任日からこの条例の施行日の前日までの期間を加えるものとする。

(収入役に係る経過措置)

3 新法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた収入役の任期中に限り、第2条から第5条までの規定は適用せず、第2条の規定による改正前の柳川市附属機関の設置に関する条例別表、第3条の規定による改正前の柳川市職員定数条例第1条、第4条の規定による改正前の柳川市長、助役、収入役の給与等に関する条例の題名、第1条、第2条及び附則第2項並びに第5条の規定による改正前の柳川市教育委員会教育長の給与等に関する条例第4条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第2条の規定による改正前の柳川市附属機関の設置に関する条例別表、第3条の規定による改正前の柳川市職員定数条例第1条、第4条の規定による改正前の柳川市長、助役、収入役の給与等に関する条例の題名、第1条、第2条及び附則第2項並びに第5条の規定による改正前の柳川市教育委員会教育長の給与等に関する条例第4条の規定中

「助役」とあるのは「副市長」とする。

附 則(平成22年7月2日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年6月18日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月26日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月5日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する柳川市就学指導委員会は、第1条の規定による改正後の柳川市附属機関の設置に関する条例別表の規定に基づく柳川市教育支援委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則(平成27年3月25日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定の場合においては、第2条の規定による改正後の柳川市附属機関の設置に関する条例別表、第3条の規定による改正後の柳川市職員倫理条例第2条、第4条の規定による改正後の柳川市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例別表第1、第5条の規定による改正後の柳川市長及び副市長の給与等に関する条例の題名、第1条及び第2条並びに第6条の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の柳川市附属機関の設置に関する条例別表、第3条の規定による改正前の柳川市職員倫理条例第2条、第4条の規定による改正前の柳川市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例別表第1、第5条の規定による改正前の柳川市長及び副市長の給与等に関する条例の題名、第1条及び第2条並びに第6条の規定による廃止前の柳川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成28年3月28日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年7月5日条例第14号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年10月4日条例第33号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

附属機関の 属する 執行機関	附属機関名	担当事務
市長	柳川市総合計画審議会	市の総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市行政改革推進委員会	行政改革の推進に関する調査及び審議を行うこと。
	柳川市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について審議すること。
	柳川市補助金等審査委員会	市が交付する補助金等について審査すること。
	柳川市市有財産審議会	普通財産売払い等の適正を期するため調査及び審議を行うこと。
	柳川市高齢者保健福祉計画審議会	高齢者保健福祉計画に関する事項について必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホーム等の入所措置の適正を期するため必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市在宅介護支援センター運営協議会	在宅介護支援センターの事業計画、運営等について協議すること。
	柳川市人権・同和対策推進協議会	同和対策の推進に関する事項について調整及び協議を行うこと。
	柳川市健康づくり推進協議会	市民の健康づくりのための企画、立案等について協議すること。
	柳川市予防接種健康被害調査委員会	市が行う予防接種業務により生じた健康被害について医学的見地から必要な調査及び助言等を行うこと。
	柳川市廃棄物減量等推進審議会	廃棄物の減量や再利用等について必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市空家等対策協議会	空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について協議を行うこと。
	柳川市農業振興地域整備促進協議会	農業振興地域整備に関する事項について必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市国土調査実施推進委員会	国土調査に関する事項について必要な調査及び審議を行うこと。
柳川市いじめ問題調査委員会	いじめの重大事態における教育委員会及び市立学校の調査結果を審議し、必要に応じて再調査を行うこと。	

附属機関の 属する 執行機関	附属機関名	担当事務
教育委員会	柳川市立学校適正規模・適正配置化検討委員会	市立小学校及び中学校の適正規模・適正配置化に関し必要な調査及び検討を行うこと。
	柳川市教育支援委員会	障害のある児童生徒に対する継続した教育支援に関し必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市学校給食審議会	学校給食に関する事項について調査及び審議を行うこと。
	柳川市立学校いじめ防止対策委員会	いじめの防止等のための有効な対策の検討及び審議並びにいじめの重大事態に係る調査を行うこと。
	柳川市文化財専門委員会	文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査及び審議を行うこと。
	柳川古文書館協議会	館長の諮問に応じ、古文書館の運営に関し調査及び審議を行うこと。
	柳川市史編さん委員会	市史編さんに関する事項について必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市史編集委員会	市史の編集、執筆及びそれに必要な調査研究を行うこと。

柳川市総合計画審議会規則

平成17年5月25日

規則第136号

改正 令和4年4月1日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、柳川市附属機関の設置に関する条例(平成17年柳川市条例第29号)第3条の規定に基づき柳川市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、柳川市総合計画に関する事項に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市内の公共的団体において推薦された者
- (3) 市民代表
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委任された年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会に専門の事項を調査審議するため部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会の委員の互選により定める。
- 5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する部会の委員がその職務を代理する。
- 7 前条第2項及び第3項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

序
論

基本
構想

前期
基本
計画

総合
戦略

資料
編

柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会要綱

平成28年5月27日

告示第72号

改正 令和4年4月1日告示第58号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項の規定に基づき本市が策定した柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の進捗状況等を審議するため、柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、総合戦略に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関する事項を審議する。

2 前項に定めるもののほか、審議会は、総合戦略に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 産業の分野において識見を有する者
- (2) 行政の分野において識見を有する者
- (3) 教育の分野において識見を有する者
- (4) 金融の分野において識見を有する者
- (5) 労働団体の分野において識見を有する者
- (6) マスメディアの分野において識見を有する者
- (7) 公募により選定した者
- (8) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委任された年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。ただし、委員がかけた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会において必要と認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年4月1日告示第58号)

この告示は、公布の日から施行する。

柳川市総合計画審議会

(柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会)

委員名簿

(敬称略)

氏名	所属・役職	審議会役職
浅沼 千恵	(株)サンカクキカク・取締役	
雨村 登美子	学校法人 柳商学園 柳川高等学校・就職指導部主幹	
荒牧 さやか	(福)柳川市社会福祉協議会・総務係長	
荒巻 健志	(株) SoIL・代表取締役	
古賀 和範	柳川市文化協会・副会長	
江上 佐和子	柳川市文化協会・(令和7年3月31日まで)	
古賀 大観	ハリウッドワールド美容専門学校・理事長	副会長
古賀 哲也	柳川農業協同組合・企画課長	
境 真秋	福岡有明海漁業協同組合連合会・業務部長	
田嶋 寿之	(一社)柳川暮らしつぐ会	
立花 千月香	(一社)柳川市観光協会・理事	
田中 麻子	柳川市教育委員会・教育委員	
恒成 幸政	結婚相談所ラフターマリッジ・代表	
乗富 賢蔵	(株)乗富鉄工所・取締役社長	
濱地 健吾	南筑後県土整備事務所柳川支所・支所長	
牛島 善治	南筑後県土整備事務所柳川支所・(令和7年3月31日まで)	
原 英治	(株)西鉄ステーションサービス ステーション事業部 久留米柳川管理駅・駅長	
原 丈人	(株) BCC・事業本部長	
松尾 美智代	南筑後保健福祉環境事務所・保健監	
松藤 由里子	柳川商工会議所・総務課長	
森 郁子	地域子育て支援拠点施設このゆびとまれ・子育て支援コーディネーター	
安恒 忠紀	柳川金融協会・理事長	
山口 夕妃子	国立大学法人 佐賀大学 芸術地域デザイン学部・教授	会長
山田 三代子	道守柳川ネットワーク・代表世話人	
横山 孝弘	公募	

5柳企画第689号
令和6年3月26日

柳川市総合計画審議会
会長 山口 夕妃子 様

柳川市長 金子 健次



第3次柳川市総合計画について（諮問）

柳川市総合計画条例第6条の規定に基づき、令和7年度からの10年
間を展望した第3次柳川市総合計画（基本構想、基本計画）の策定につ
いて、貴審議会に諮問します。

令和7年8月8日

柳川市長 松永 久 様

柳川市総合計画審議会
会 長 山口 夕妃子



第3次柳川市総合計画について（答申）

令和6年3月26日付け、5柳企画第689号により諮問があった第3次柳川市総合計画案については、柳川市総合計画審議会規則第2条の規定に基づき審議した結果、別冊のとおり成案を得ましたので、ここに答申します。

なお、答申にあたっては、下記の付帯事項について、十分留意し取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

<付帯事項>

1. 各施策の実施にあたっては、市民等との情報共有及び協働の推進を図りながら目指す将来像の実現に努めること。
2. 実効性のある施策を展開するため、施策の成果を検証し、目標指標については、その時々々の柳川市の状況を鑑み、目標値の変更を検討すること。
3. 市の最上位計画である本計画については、市と市民が一体となって取り組むべきものであるため、誰もが簡潔にわかるような文言・ユニバーサルデザインとし、概要版等で周知を図ること。

計画策定の経緯

年度	月 日	会議名等	内容	内外部
令和5年度	1月24日	市民・ミドルティーンズへのアンケート調査の実施	まちづくりに関する18歳以上市民・15～17歳市民（2月9日まで）	外部
	2月26日	都市イメージ調査の実施	東京都・大阪府・本市を除いた福岡県内10,000人に本市のイメージについて調査	外部
	3月26日	柳川市総合計画審議会（臨時会）	正副会長の選任、アンケート結果、将来人口の検討、諮問	外部
令和6年度	7月4日	策定会議	基本構想の検討	内部
	7月16日	第1回柳川市総合計画審議会	地域ブランディングについて策定の趣旨について、基本構想について	外部
	8月6日	第3次柳川市総合計画策定に係る職員研修	柳川市の現状、時代の潮流、基本計画策定について	内部
	8月7日			
	8月9日	立案調査	各課への各分野に対する立案調査・ヒアリング（11月3日まで）	内部
	12月25日	策定会議	序論・基本構想・基本計画・総合戦略について	内部
	1月上旬	部長ヒアリング		内部
2月26日	策定会議	序論・基本構想・基本計画・総合戦略について	内部	
令和7年度	7月7日	策定会議	基本計画・総合戦略について	内部
	7月17日	第2回柳川市総合計画審議会	序論・基本構想・基本計画について	外部
	7月31日	第3回柳川市総合計画審議会	答申	外部
	8月26日	パブリックコメントの実施	意見無し（9月25日まで）	
	11月20日	総務常任委員会	総合計画基本構想案の説明	議会
	12月1日	議会全員協議会	総合計画基本構想案の説明	議会
	12月16日	総務常任委員会	総合計画基本構想案の説明	議会
	12月19日	12月定例議会	総合計画基本構想案の議決	議会

用語集

<あ行>

・RPA

(Robotics Process Automation)の略称で、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェア上のロボットにより自動化するもの。

・IoT

Internet of Things の略語。あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化などが進展し、新たな付加価値を生み出すこと。

・ICT

「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略称で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービス等の総称。

・アウトリーチ事業

公的機関などが必要なサービスや情報を地域に出向いて届けること。

・アクセス

接続、つながり。

・アセットマネジメント

将来にわたって安定的に水道事業を運営するため、水道施設を対象に中長期的な更新需要や財政収支の見通しについて試算し、これらを踏まえた今後の施設整備の基本方針を定めたもの。

・新しい認知症観

認知症になっても個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間たちとつながりながら、希望を持って暮らし続けることができるという考え方。

・アプリ(アプリケーション)

目的にあった作業をするためのソフトウェアのことで、OS (Operating system オペレーティングシステム)に取り込むことで利用できる。

・アンコンシャス・バイアス

日本語では「無意識の思い込み」と表現され、これまでの経験や見聞きしてきたことから生み出されてきた潜在的な認識のこと。

・EC

Electronic Commerce (エレクトロニック・コマース)の略で、インターネット上で商品やサービスの売買を行う取引全般のこと。

・イノベーション

物事の「新機軸」、「新しい切り口」、「新しい捉え方」、「新しい活用法」等を創造することにより、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

・インキュベーション施設

起業家の育成や、新しいビジネスを支援する施設。

・インクルーシブ遊具

体の障がいの有無に関わらず、誰もが一緒に遊ぶことができる遊具。

・インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。自国から外国へ出かける旅行をアウトバウンドという。

・インフラ

インフラストラクチャーの略語。道路や通信など産業や生活の基盤として整備される設備のこと。

・Well-being

Well (よい) being (状態)からなる言葉で、住民の「暮らしやすさ」と「幸福度」を表す。

・AI

Artificial Intelligenceの略語。学習・推理・判断等の人間が行っている知的な作業をコンピューター上で人

工的に実現する技術。一般的に人工知能と呼ばれている。

・AIチャットボット

チャットボットとは「チャット(会話)」と「ボット(ロボット)」を組み合わせた言葉で、文章での質問に対して自動で回答するツール、これをAIを活用しさらに柔軟な回答を可能とする。

・SNS

Social Networking Service の略語で、インターネット上で交流ができるサービスの総称のこと。

・SDGs

「持続的な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2015年の国連サミットで採決された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標のこと。17のゴールと169のターゲットから構成されている。

・NPO

Non Profit Organizationの略語。営利を目的とせず、社会貢献活動を行っているボランティア団体や市民活動団体等の民間非営利組織のこと。

・L字カーブ

女性の年齢階級別正規雇用比率が20代後半をピークとして右肩下がりになっていく現象。

・LGBTQ

性的マイノリティを表す総称の1つで「レズビアン(Lesbian)」「ゲイ(Gay)」「バイセクシャル(Bisexual)」「トランスジェンダー(Transgender)」「クィア(Queer)」のそれぞれ頭文字を並べたもの。

・汚水処理人口普及率

国土交通省、農林水産省、環境省が所管する下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の汚水処理施設の整備状況を合同で調査し、総人口に対する割合で表した統一的な指標。

・オーバーツーリズム

過度な観光地化によって、地域住民の生活環境や観光客の観光体験に悪影響を与える状態のこと。

・オープンデータ

誰でも許可されたルールの範囲で自由に複製・加工や頒布ができるデータ。

・オープンデータカタログサイト

オープンデータをWeb上で公開するためのサイト。

・温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある大気中の二酸化炭素やメタン等のガス。

・オンデマンド交通(デマンド交通)

路線バスのような定時定路型の交通とは異なり、運行ダイヤや発着地を自由に組合せる予約型の公共交通。

<か行>

・介護保険

市区町村が保険者となって運営し、国・県・医療保険者・年金保険者等が共同して運用を支える。40歳以上になると加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要となった際にはサービスを利用することができる。

・カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量を±0とする取組。

・関係人口

首都圏等に住む地域外の人であって、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と様々な活動を通して多様に関わる人々を示す。

・感震ブレーカー

地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセント等の電気を自動的に止める器具。

・感潮河川

潮の干満の影響を受ける河川。

・キャッシュレス

クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払・受取を行う決済方法のこと。

・協働

複数の主体が対等の立場で互いに協力しながら目標に向かって活動すること。

・GIGAスクール構想

多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現を目指す構想。

・クラウドコンピューティング

インターネットのようなネットワークを経由して、インターネット上のサーバーに存在するコンピューターの機能を利用する仕組みのこと。

・グリーントランスフォーメーション(GX)

脱炭素社会に向けて、化石産業中心の産業・社会構造を再生可能なクリーンエネルギーの構造に転換していく、経済社会システム全体の改革への取組。

・グループホーム

認知症の診断をうけた高齢者や障がい者が、少人数で共同生活を行う施設。

・健康寿命

健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のこと。平均寿命から寝たきりや認知症等の介護状態の期間を差し引いた期間。

・ゲートキーパー

自殺のリスクにつながるような悩みに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

・広域連携

地方公共団体における人口減少や高齢化といった様々な課題に対し、多様な主体が協力して行政課題に対応するという考え方。

・合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当した数字のこと。

・耕作放棄地

農作物が1年以上作付けされず、この数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地(田畑、果樹園)。

・交通軸

人や物資が移動する主要な道路、鉄道などの交通インフラが集中するラインや帯状のエリアを指す。

・交流人口

地域外から訪れる人口のことであり、訪問には、観光、通勤・通学、ショッピング、レジャー、スポーツ、アミューズメント等幅広い動機を含む。

・国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省の研究機関で、人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究等を行っている。

・地域コミュニティ

同じ地域の住民が、地域をより良くするために活動する、住民同士のつながりに基づく参加型の自治活動。

・コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度。学校と保護者や地域がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えることを目的とした協議会。

・コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

人口減少や高齢化が進む地方都市において、都市機能の誘導と公共交通の再編を図るまちづくりの方針。

<さ行>

・サーキュラーエコノミー(循環経済)

従来の3Rの取組に加え、資源投入量、消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながらサービス化等を通じて

付加価値を生み出す経済活動。

・再生可能エネルギー

太陽光・風力・水力・波力・地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能なエネルギー。

・サステナブルツーリズム

訪問客、産業、環境、受入れ地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会、文化、経済への影響に十分配慮した観光のこと。

・サテライトオフィス

企業や団体の本社・本拠から離れた場所に設置されたオフィスのこと。

・3R

Reduce（リデュース：減らす＝排出抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとったもの。

・産官学金労言士

「産」は産業界、「官」は行政、「学」は高校・大学等の学界、「金」は銀行等の金融界、「労」は労働組合等の労働界、「言」はマスコミ等の言論界、「士」は弁護士等の士業を指す。

・自然増減数

出生数から死亡数を引いた数のこと。出生数が死亡数を上回りプラスになる場合を「自然増」、死亡数が出生数を上回りマイナスになった場合を「自然減」という。

・持続可能な社会

経済・環境・社会といった対立する要素を全て持続的に発展させる社会の実現を目指す考え方。

・シティプロモーション

地方自治体が行う「宣伝・広報・営業活動」のことを指し、地域のイメージ向上やブランド確立を目指し、地域経済の活性化を目的とした取組。

・シティプロモーター

地域内から地域外へ地域の魅力を発信する住民、企業、団体のこと。

・市内出会い応援団体

少子化・未婚化対策として、市内で働く独身男女の出会い・結婚をサポートする企業や団体のこと。

・社会増減数

転入者から転出者を引いた数のこと。転入者が転出者を上回りプラスの数字となった場合は「社会増」、転出者が転入者を上回りマイナスの数字となった場合は「社会減」となる。

・浚渫

河川や港湾などで水底の土砂などを掘り上げる土木工事のこと。

・純移動数

転入数から転出数を引いたもの。

・循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして示された、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

・食育

様々な経験を通じて食に関する知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

・食料安全保障

国民に対して食料の安定供給を行うため、不測の事態に備え、日頃から要因の影響等を分析・評価するとともに、不測の事態が生じた場合の具体的な対応手順の整備を進める取組。

・人口推計

一般には、過去の人口動向等を踏まえ、将来の人口について推計したもの。

・人口戦略会議

令和5（2023）年に民間有志で発足され、地域の持続可能性について意見交換を行うために設置された。平成23（2011）年に発足した日本創生会議を前身とする。

・趨勢人口

出生、死亡や転入・転出状況等を踏まえた、市の今後の人口について推計を行った際の人口のこと。社人研の推計値をもとに、国勢調査の人口動向も反映させた推計値を「趨勢予測人口」として使用している。

・ステークホルダー

企業やプロジェクトの遂行において、直接的または間接的に影響を与える利害関係者のこと。

・ストックマネジメント

施設・設備の機能がどのようなタイミングでどのように低下していくのか、そしてそれに対してどのような対策を取れば効率的に長寿命化できるのかを検討し、施設・設備の機能保全を効率的に実施することを通じて施設・設備の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する仕組み。

・スマート自治体

人口減少が進んでも自治体が持続的な形で行政サービスを提供し続けられるように、AI等のICT技術を活用した自治体のDX化を行うこと。

・スマート農業

ロボット技術やICT（情報通信技術）、AI（人工知能）やIoT等の先端技術を活用し、超省力化や生産物の品質向上を可能にする新しい農業のこと。

・住まえるバンク

空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したい方に紹介する制度。

・生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。

・生成AI

文章、画像、プログラム等を生成（作り出す）ことができるAIモデルに基づく、AIの総称を示す。

・生物多様性

生態系・生物群系または地球全体に多様な生物が存在していること。種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性（種多様性）、及び生態系の多様性の3段階で扱われることが多い。

・先行排水

水害が予見される際に前もって市内全域の水路の水を落とし排水ポケットをつくるもの。

・Society5.0

狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」。

<た行>**・第1次産業／第2次産業／第3次産業**

第1次産業は、自然界に対して働きかけ、作物の栽培、資源の採取を行う産業で、農業、林業、漁業等。第2次産業は、自然界から採取した物を使って加工する産業で、工業や建設業、鉱業等。第3次産業は、第1次産業、第2次産業のどちらにも当てはまらない産業で商業、金融業、運輸業、情報通信業、サービス業等。

・脱炭素

温室効果ガスの排出を抑止し、排出量ゼロを目指す取組。

・多文化共生

国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていく概念のこと。

・男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うようにすること。

・地域共生社会

社会構造や暮らしの変化に応じて、制度・分野毎の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

・地域コミュニティ

同じ地域の住民が、地域をより良くするために活動する、住民同士のつながりに基づく参加型の自治活動。

・地域サロン

地域住民が気軽に集まることができ、仲間づくりや健康保持等を目的に実施される活動。

・地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自分らしい暮らしを営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される体制。

・地域レジリエンス

地域の災害等に関する強靱性を向上させる施策・事業のこと。

・地下水涵養機能

水が地下に浸透して帯水層に蓄えられる機能のこと。

・地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。

・地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費すること。

・嫡出子

一般的に婚姻関係にある父母から生まれた子どもの事。令和4年(2022年)時点での日本の嫡出子の割合は97.7%となっている。

・沖積層

現在の河川や海の働きにより形成された最も新しい地層のこと。

・長寿命化

消耗品やインフラ等の耐久性を向上させ、改修や補修等により施設が長持ちするようになること。

・DMO（観光地域づくり法人）

Destination Management Organizationの略称で、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

・デジタルインフラ

インターネット用のサーバーやデータセンター、そしてそれらをつなぐ通信網等のデジタル技術を支える基盤のこと。

・デジタル化

生活の利便性を向上させ、官民の業務を効率化し、データを最大限活用する社会を実現すること。

・デジタルトランスフォーメーション(DX)

Digital transformationの略語。

AIやIoTといったデジタル技術を普及させて、住民の生活をよりよいものとする事。

・デジタルリテラシー

活用されているデジタル技術に関する知識があることやデジタル技術を活用する方法を知っていること。

・データヘルス

デジタル化された健康データ分析し、健康保険加入者に応じた効果的、効率的な予防・健康づくりを行う事業。

・テレワーク

ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

・特定外来生物

生態系、人間、農林水産業へ影響を及ぼすもの、または及ぼす恐れがある外来生物(海外起源の外来種)。

・特定健康診査

40歳から74歳の人を対象に、加入している健康保険組合等(医療保険者)が実施するもので、生活習慣病の前段階といえるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を予防・改善するための健康診査。

・トップセールス

自治体においては、自治体の首長が自ら自分の地域について宣伝や売り込みを行うこと。

<な行>**・2次交通**

鉄道主要駅や空港等の交通拠点と目的の観光地を結ぶ交通アクセス。

・二地域居住

都市部と地方部にそれぞれ生活の拠点をもち、例えば平日は都市部で仕事をして暮らしながら、週末等の休みには地方部で趣味等のゆとりある生活を過ごすライフスタイルのこと。

・認知症キャラバンメイト

認知症サポーター養成講座を企画・開催し、講師を務める人のこと。講師開催をきっかけに住民からの相談や関係機関との連携を通し、地域のリーダー役となることが期待されている。

・認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。

・認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

・農地中間管理事業

農地所有者と農業経営者農地利用の集積・集約化を行う事業。

・農地パトロール

農地の遊休化や荒廃を防ぎ優良農地を守るため、不耕作地及び違反転用の実態把握のために行う。

・ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支えあい、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す理念のこと。

<は行>**・ハザードマップ**

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図。

・パブリックコメント

公的機関が条例や計画を企画立案する場合に、その策定しようとする計画等の趣旨・目的・内容等の必要な事項を広く公表し、それに対して住民等から寄せられた意見、または、こうした手続のこと。

・バリアフリー

高齢者や障がい者等が生活していく上で障壁となるものを除去するという意味。

・パートナーシップ

仕事を行う上での協力関係のこと。

・晩婚化

平均初婚年齢が高くなっていく傾向。

・パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。

・ビッグデータ

インターネットの普及や技術の進化に伴い生成される巨大なデータ群を指す。

・PDCAサイクル

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

・避難行動要支援者

大規模な災害が発生した際に、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など）のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方を指す。

・樋門

川や水路の堤防の中でコンクリートの水路を通した場合のゲート。

・ファシリティマネジメント

土地・建物・構築物・設備等全てを、経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有・賃借・使用・運営・維持を行うための総合的な経営活動。維持・保全だけでなく「より良い在り方」の追求を行う。

・ファミリーサポートセンター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う組織。

・覆砂

海底や湖底などの底質を砂で覆う技術のこと。

・ブランド化

地域、商品、サービスを名称とすることによって、それ自体を一体化して商品・サービス、地域そのものの価値を高めようとするもの。

・フレイル予防

フレイル（虚弱）の状態を予防するために、「栄養」、「体力」「社会参加」そして「口腔」に気を付けるライフスタイルのこと

・ふるさと住民登録制度

住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録し、地域の担い手確保や地域経済の活性化等に繋げる制度。誰もが簡単に登録できる間口の広い仕組みの構築を目指している。

・プロモーション

消費者の購買意欲を喚起するための活動のこと。

・包摂的な社会

いかなる属性も排除されない状況を指し、社会的に弱い立場にある人々も含め住民一人一人、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支えあう社会づくりのこと。

・ボトムアップ

下位から上位への発議で意思決定がなされる管理方式のこと。

<ま行>

・MaaS

Mobility as a Service の略称で、複数の公共機関を最適に組み合わせて検索・予約・決済などを一括で行うサービス。

・マーケティング

顧客が真に求める商品やサービスを作り、その情報を届け、顧客がその価値を効果的に得られるようにするための活動。

・マイナンバーカード

住民の申請により無料で交付されるプラスチック製のカードで、本人確認のための身分証明書として、また、税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続を行う際の番号確認に利用できる。

・まちなかウォークブル事業

車中心から人中心への空間への転換を図り、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者が取り組む、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業。

・マンホールカード

下水道広報プラットフォーム(GKP)が地方公共団体と下水道への理解・関心を深めるためのコミュニケーションツールとして発行しているカード。

・目的別歳出額

行政目的に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費等に大別することができる。

<や行>

・やなPay

柳川市内の加盟店で利用できる、ポイントカードと電子マネーがひとつになったもの。

・柳川市民のもり

平成17年10月3日に矢部村(現八女市)と柳川市で、矢部川の上流と下流の交流を目的とした「水のふるさと協定」が締結されたことに伴って整備された。

・ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども・若者のこと。

・ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

<ら行>

・ライフスタイル

生活の様式や価値観。

・ライフサイクルコスト

プロジェクトにおいて、計画から施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコスト。

・地域交通のり・デザイン

地域公共交通における官民共創・交通事業者間共創・他分野共創の「3つの共創」、自動運転やMaaSなどデジタル技術を実装する「交通 DX」、車両電動化や再エネ、地産地消などの「交通 GX」を柱とした取組。

・リブランディング

時代や顧客に合わせ、既存ブランドの再構築を含めた新たなブランドを構築すること。

<わ行>

・ワークショップ

参加者個々が共通のテーマに沿って考え、自由な発想で意見を言う合意形成の仕組み。

・ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。老若男女誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会等においても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できること。

・ワーケーション

Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。余暇主体と仕事主体の2つのパターンがある。

・ワンストップ

1か所で用事が足りること、1か所で何でも揃うことを意味する言葉。